

## 市政のひろば 主な内容

マイナンバーカードを便利に使って市役所での手続きが簡単になります	4
税のお知らせ	5
年金のお知らせ	8
人権について考えてみませんか	13

市制施行75周年記念事業 第74回津島市駅伝競走大会	23
障害者週間	25
院長コラム	26
子どもの目	28
年末年始の業務案内	30

## 行政 & 暮らしの情報



市外局番は(0567)です



お知らせ

### 町内会とは

町内会は、住みよい地域づくりや、地域の課題を解決するため、住民同士の交流や環境整備など、さまざまな活動に取り組む任意団体です。

#### 町内会代表者の役割

町内会運営上の取り決めは、町内会の皆さんで話し合って決められ、また、市に対しての要望も、町内会の皆さんの総意の元、町内会要望として提出されます。

#### 町内会に対して助成金を交付しています

助成金は、年2回に分けて振り込み、12月に後期分を交付します。



### 転入された方、転出予定の方へ

町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡ください。

問合 市民協働課市民協働G  
☎55-9298

### 年末年始の家庭ごみの収集

各家庭に配布の「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、30ページの「年末年始の収集日程表」のとおり間違いのないように出してください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228



### ごみの分別排出について

#### 集積場の利用について

集積場は、地域の皆さんの相互協力により共同利用されています。

誰もが気持ちよく利用できるよう、集積場を利用する1人ひとりが排出ルールを守り、清潔保持等にご協力

をお願いします。

- ・ごみは、午前8時30分(時間厳守)までに排出してください。
- ・地域外の集積場へのごみ持ち込みについて、多くの苦情が寄せられています。必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

#### ごみの分別について

可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入や、プラスチック製容器包装の分別を理解していない排出が多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、♻️(リサイクルマーク)が付いている容器および包装が収集対象です。「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いのないように出してください。

#### 処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所へお問い合わせください。

#### 一時的な多量ごみについて

ご家庭から一時的に多量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出していただくか、鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に八穂クリーンセンター(弥富市)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは、収集できません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(☎31-3284)へお問い合わせください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

# リサイクルステーションについて

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

鹿伏兎最終処分場にリサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルでごみ減量にご協力ください。

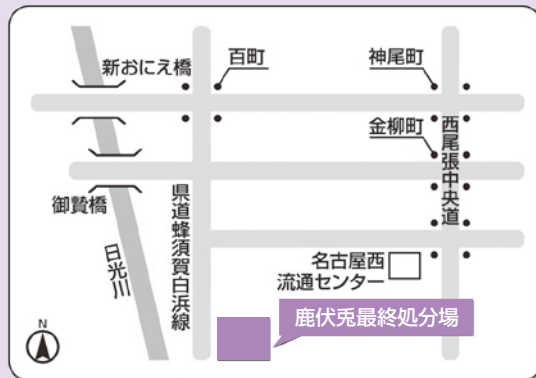
**開設場所** 鹿伏兎最終処分場(鹿伏兎町字袴腰32番地)

**開設時間** 午前9時～午後3時30分

(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)

**搬入可能物** 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ICレコーダー、電子辞書、ゲーム機、ドライヤー、電気カミソリ、各種機器のリモコンやACアダプター等)

**注意事項** 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。



## パブリックコメント

皆さんの意見を募集します

### ごみ処理基本計画(案)

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

**募集期間** 12月7日(水)～20日(火)

**閲覧方法** 清掃事務所、生活環境課(市役所2階)、神守支所、神島田連絡所窓口または市ホームページで案の閲覧ができます。

**意見の提出方法** 「住所、氏名、電話番号、意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールにより清掃事務所へ提出するか、生活環境課、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

**提出先**

〒496-8686(住所不要)

津島市役所清掃事務所宛

FAX 26-9575

✉ kankyou@city.tsushima.lg.jp



#### 説明会を開催します

次期(令和5年度～14年度)津島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画をより良いものとするため、説明会を開催します。

	日時	場所	定員
1回目	12月9日(金) 午後1時30分	児童科学館視聴覚室	20人(先着)
2回目	12月16日(金) 午後1時30分	生涯学習センター 第9会議室	15人(先着)

**申込** 12月1日(木)以降の午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)に電話または直接問い合わせ先へ。

## お知らせください 家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和4年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G  
☎55-9264



## 家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

**対象** 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であって特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している同居の家族の方

**支給品目** 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シーツ、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

**実施時期** 2月

**申込** 12月5日(月)～16日(金)に直接下記へ(土・日曜日は除く)。

問合 高齢介護課長寿福祉G  
☎24-1118

## ふるさと津島応援寄附金にご協力を

市外にお住まいのご友人、ご親戚の方など、多くの方に津島市を応援していただけるよう、この制度をぜひご紹介ください。

詳細は市ホームページをご覧ください。



問合 シティプロモーション課広報・プロモーションG ☎55-9589

## 福祉課窓口到手話通訳者を設置しています

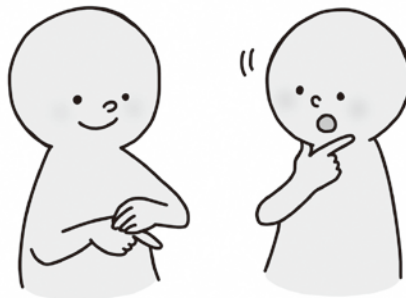
庁舎内の窓口での各種手続きや相談などをされる際に手話通訳者をご利用いただけます。

**利用可能日時** 毎週水・木曜日(原則) 午前9時～正午、午後1時～4時

**場所** 福祉課

※各月の利用可能日は「市民相談」のページでご確認ください。

問合 福祉課福祉G  
☎24-1138 ☎24-1115



## 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業をご利用ください

聴覚障がい者等に対し、コミュニケーションに必要な手話通訳者、または要約筆記者の派遣事業を実施しています。

**対象** 市内に居住し、身体障害者手帳(聴覚、音声機能、言語機能)の交付を受けている方

**派遣する者** 手話通訳者または要約筆記者

**費用** 無料

**派遣内容** 派遣可能場所は県内、派遣時間は8時間以内に限りです。

**利用方法** 派遣希望日の7日前までに「手話通訳者派遣申請書」または「要約筆記者派遣申請書」を福祉課へ提出してください。FAX、郵送でも受け付け可能です。

**問合・申請先**

〒496-8686(住所不要)

福祉課福祉G

☎24-1138 ☎24-1115

## 水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

**水道管の凍結を防ぐには**

- ・水道管に保温材などを巻く
  - ・凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは、下記へ。

**家庭で緊急に修繕が必要なとき**

- ・凍結により漏水したとき
- ・蛇口を閉めても水が止まらないとき
- ・水洗便所の水が止まらないとき

**連絡先** 市指定給水装置工事事業者 工事事業者の一覧は、市ホームページでご確認ください。

**道路上で漏水が発生しているとき**

**連絡先** 上下水道部工務課工務G  
☎55-9748

**問合** 上下水道部管理課管理G

☎55-9728

人権週間 12月4日(日)～10日(土)

人権啓発キャッチコピー「誰か」のこと じゃない。



1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

## 心配ごと相談・人権相談

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

### 場所・日時

- ・総合保健福祉センター  
毎月第2金曜日 午前9時～正午 ☎25-8411(予約不要)
- ・名古屋法務局津島支局  
毎週月・木曜日 午前10時～午後4時 ☎26-2423(予約不要)

### 主な相談内容

- ・いじめ、体罰、不登校児問題
- ・部落差別、女性差別などの差別問題
- ・家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・その他、人権問題に係るもの

市では法務省などの関係機関や人権擁護委員と連携しながら、相談窓口や支援体制を充実し、引き続き人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

## 男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは、「なんだか難しそう…」「自分には関係ない」と思っていないですか？

男女共同参画社会とは、性別に関係なく活躍できる社会の事です。

少子高齢化により、働く若者の数が減っています。日本の強い経済を取り戻すためには、女性も活躍することが必要です。

### アンコンシャス・バイアスを知っていますか？

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の偏見」などのことを言います。「男が泣くな!」「女の子なんだからおしとやかにしなさい」こんな言葉を言ったり聞いたりしたことはありませんか？こういった人々の意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた無意識の偏った物の見方は、男女共同参画の実現に向けた大きな障害の1つとなっています。

あらゆる分野への男女共同参画が促進され、1人ひとりが自分らしく活躍できる対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮できる社会が望まれています。



## 子どもの人権を守りましょう

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも1人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

### いじめ

最近の子どものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われる。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。

### 児童虐待・児童買春・児童ポルノ問題

昨今、幼児や児童を、親などが虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

これらの問題の解決に向けて、法改正等、積極的な取り組みが行われています。(出典:法務省ウェブサイト)